

パートナーシップ宣誓制度とは

◆「パートナーシップ宣誓制度」(*「呼称」および「内容」は地方公共団体ごとに異なる)

地方公共団体が、性的マイノリティ当事者等から、パートナー関係であることの宣誓を受け付け、受領証を交付する制度

○導入の目的

- ・制度を導入することで、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解増進を図ることができる。
- ・パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えることができる。
- ・パートナー関係の証明(受領証)を交付し、合わせて関係する制度を整備すること等によって、日常の様々な場面での手続きが円滑になり、新たにサービスを受けることができる。(医療現場での面会・連絡・手術同意、公営住宅への入居 等)

※法律上の婚姻と同等の法的効果はない。

【宣誓をすることができる要件】(先行して導入している都府県の例)

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が県内に住所を有しているか、県内への転入を予定していること
- ・現に婚姻していないこと、宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- ・宣誓に係るパートナーと直系血族もしくは三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと

性の多様性に関する全国等の状況

・平成30年(2018年)10月に電通ダイバーシティ・ラボが20～59歳の約6万人を対象に行ったインターネット調査では、日本では8.9%(11人に1人)の人がLGBTを含む性的少数者の当事者であるという結果

◆ 国等

- ・「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が本年6月23日に施行
- ・同性婚にかかる訴訟が全国各地で継続中

◆ 滋賀県

- ・令和5年2月県議会において、「性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書」(国会および政府あて)が全会一致で可決

◆ パートナーシップ宣誓制度

- ・地方公共団体での制度導入は328団体、人口カバー率は70.9%
(令和5年5月末現在、渋谷区・虹色ダイバーシティ調査)
- ・都道府県では18都府県が導入 (令和5年11月1日現在)
- ・県内においても3市が制度を導入(令和5年11月1日現在)



知事定例記者会見

「制度導入に向けた具体的な検討を始める」(令和5年9月19日)

他都府県の制度導入状況

◆ 令和5年11月1日時点で18都府県が導入

	制度名称	導入時期	対象		左記に加えて、生計を一にしている未成年の子どもを含む
			一方または双方が性的マイノリティ	性的マイノリティか否かを問わない	
青森県	青森県パートナーシップ宣誓制度	R4.2.7	○		
秋田県	あきたパートナーシップ宣誓証明制度	R4.4.1	○		
茨城県	いばらきパートナーシップ宣誓制度	R1.7.1	○		
栃木県	とちぎパートナーシップ宣誓制度	R4.9.1	○		
群馬県	ぐんまパートナーシップ宣誓制度	R2.12.21	○		
東京都	東京都パートナーシップ宣誓制度	R4.11.1	○		○
富山県	富山県パートナーシップ宣誓制度	R5.3.1		○	○
福井県	福井県パートナーシップ宣誓制度	R5.11.1	○		
山梨県	山梨県パートナーシップ宣誓制度	R5.11.1	○		
長野県	長野県パートナーシップ届出制度	R5.8.1	○		○
岐阜県	岐阜県パートナーシップ宣誓制度	R5.9.1		○	○
静岡県	静岡県パートナーシップ宣誓制度	R5.3.1		○	○
三重県	三重県パートナーシップ宣誓制度	R3.9.1	○		
大阪府	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	R2.1.22	○		
鳥取県	とっとり安心ファミリーシップ制度	R5.10.1	○		○
島根県	島根県パートナーシップ宣誓制度	R5.10.1	○		
福岡県	福岡県パートナーシップ宣誓制度	R4.4.1	○		○
佐賀県	佐賀県パートナーシップ宣誓制度	R3.8.27	○		○

※ただし、上記以外に岩手県、香川県においては、県では宣誓を受け付けずに、県内市町の宣誓証明書を提示することで県所管のサービスを利用できることとしている。

県内市町の制度導入状況

◆ 令和5年11月1日時点で3市が導入

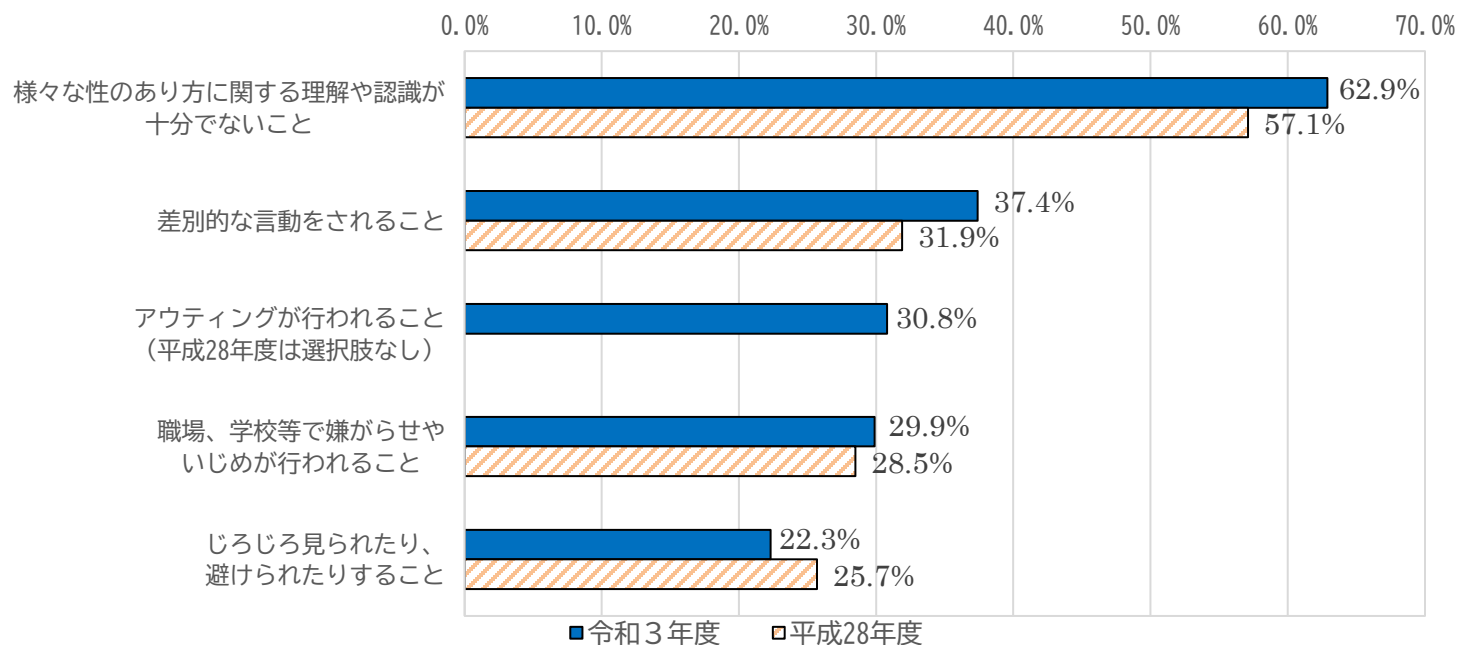
	制度名称	導入時期	対象		左記に加えて、生計を一にしている未成年の子どもを含む
			一方または双方が性的マイノリティ	性的マイノリティか否かを問わない	
彦根市	彦根市パートナーシップ宣誓制度	R3.10.1	○		
近江八幡市	近江八幡市パートナーシップ宣誓制度	R5.4.1告示 7.1施行	○		
米原市	米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度	R5.4.1	○		○

知事定例記者会見 コメント内容(令和5年9月19日)

パートナーシップ宣誓制度の検討についてご紹介、ご報告させていただきます。県議会でも意見書が採択され、国においては法律が制定されるなど様々な動きがございました。県では性の多様性について理解を深める啓発を行いながら、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行するパートナーシップ宣誓制度の効果などについて研究を行ってまいりました。また、いわゆるLGBT理解増進法が今年6月に施行され、国や地方公共団体等において、性の多様性についての理解増進に努めることとされたところがございます。こうした中、まず1つは、LGBT等の当事者の方々が置かれた現状の改善と、性の多様性に関するより一層の理解増進を図るため、県といたしましても、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けた具体的な検討を始めることといたしました。制度の具体的な内容につきましては、今後、人権施策推進審議会や県議会、県民の方々から御意見等を伺いながら、検討を進めてまいります。

(参考) 令和3年度 人権に関する県民意識調査より

問15 LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



(上位5つの回答を抜粋)

LGBT等の人権についてたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が62.9%で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」(37.4%)、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為(アウティング)が行われること」(30.8%)の順となっている。

性の多様性に関する滋賀県のこれまでの取組① 啓発

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」(平成13年4月施行)のもと、「滋賀県人権施策推進計画」において、LGBT等について重要な人権課題の一つに位置づけ、施策を実施

◆「啓発」に関する取組

広報誌「滋賀プラスワン」やテレビ、ラジオ広告、インターネット広告を通じて、性の多様性に対する理解の促進や人権侵害の防止を図るための啓発を実施

○広報誌「滋賀プラスワン」

以下の号に特集記事を掲載。

- ・令和元年11・12月号「性のあり方は人それぞれ」
- ・令和3年3・4月号「多様な性を尊重し、認め合う心を」
- ・令和5年3・4月号「多様な性への理解を深め、行動しよう」

○啓発冊子

人権啓発冊子「こころやわらかく」では、平成29年3月の改訂版以降、「性的指向・性自認」に関し、より深く学んでいただけるよう、ページ数を増やして内容を充実。

○テレビ、ラジオスポット広告等

性の多様性をテーマに、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様なメディアを活用した啓発を実施。



性の多様性に関する滋賀県のこれまでの取組② 相談支援

◆「相談」に関する取組

県内の53相談機関で構成し、相談員の資質向上と連携を目的に運営している「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」において、LGBT等への理解増進と相談対応について、研修を実施

◆ 滋賀県庁での取組

- ・各種申請書等における性別欄の見直し（平成29年度）
県が提出を求める申請書等において、業務上不要な性別欄を削除
- ・全職員を対象とした統一テーマによる職場研修の実施
「多様な性」への理解・認識を深める内容での研修を平成30年度、令和4年度、令和5年度(予定)に実施
- ・「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」を策定（令和5年9月）

制度導入にあたっての主な検討事項

- ◆ 制度の対象者
 - ◆ 不正利用の防止対策
- 等
- ◆ 庁内関係制度との調整
 - ◆ 先行導入市との連携
 - ◆ 先行導入都府県との連携
 - ◆ 民間企業への働きかけ
- 等

要綱で定める内容【導入都府県の例】

- ・ 趣旨、定義（制度の対象者）、届出対象者の要件
 - ・ 届出の方法（提出方法、提出物）
 - ・ 本人確認の方法（提示書類）
 - ・ 受領証の交付、変更、再交付、返還
 - ・ 子ども対象とする場合、子に関する記載
 - ・ 無効となる届出（不正利用対策）
 - ・ 様式（宣誓届出書、受領証等）
- 等

今後のスケジュール(予定)

令和5年度

当事者等への意見聴取

県内先行導入市との調整

庁内関係制度との調整等

要綱骨子案の策定 (制度の対象者、不正利用の防止対策等)

令和6年度

県民政策コメント
(パブリックコメント)

県内市町への
要綱骨子案説明

先行導入都府県との
連携に向けた調整

要綱の決定

(周知期間)

運用開始(申請受付)

民間企業等への
働きかけ

県民への
周知